

令和5年5月2日

保護者 様

上三川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より感染症対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。これに伴い、学校での活動については、次のとおりとなりますので、ご理解願います。

記

1 これまでと異なる対応になること

- (1) 体温を毎日チェックし、学校に提出することは不要です。
- (2) 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うのではなく、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底していきます。手を拭くタオルやハンカチ等を必ず持参してください。
- (3) 出席停止の扱い
 - ・感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止となります。なお、出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。
 - ・季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染する恐れのある場合は、学校長の判断により出席停止となることがあります。なお、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。

2 これまでどおりの対応となること

- (1) マスクの取扱いについて
学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに自宅で休養してください。

※参照

- ・文部科学省 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5. 8~）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf